

命や財産、笑顔を守るため
防犯対策はしっかり行いましょう

相模原市では住宅の防犯対策費用を 最大 **20,000** 円補助します！

申請期間 令和7年**11月5日(水)**～**12月26日(金)**

※ただし、予算額(2,000件分)に達した場合は、事前の予告なく、予定より早く終了する場合があります。

補助対象者

- 購入時・申請時) 相模原市に住民登録のある方
- 本人及び同一世帯の人がこの補助金交付を受けたことがない人 (1世帯1回まで)

補助額

設置及び購入金額 (税込) の2分の1 補助上限額 20,000円
(補助上限額以内であれば複数の防犯用品を合算しての申請も可能です。)

対象となる 防犯用品

- 録画機能付きドアホン
 - 防犯フィルム
 - 屋外防犯カメラ
 - 面格子
 - 屋外人感センサーライト・センサーアラーム
 - 玄関ドア錠 (防犯性能が高いもの)
 - 補助錠
 - 鍵付き宅配ボックス など
- (令和7年10月1日以降に購入・設置したものに限りです。)

申請の流れ

対象となる防犯用品を購入・設置し、領収書を受領

(購入先の指定は行いません。インターネットでの購入も対象としますが、領収書を発行できる購入先にて購入してください。)

申請フォームによる申請

右のQRコードにより申請フォームにアクセスし、必要事項を入力し、必要書類を添付して申請を行ってください。
※11月5日以前にはアクセスできません。



添付書類

- 領収書又はレシートの写し
- 本人確認書類の写し (免許証、マイナンバーカードなど)
- 購入・設置した防犯対策用品の写真
- 振込先口座情報の写し
(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義が確認できるもの)

申請書 (紙) による申請

申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに各区役所地域振興課又は、各まちづくりセンター (橋本、中央6地区、大野南を除く)、各出張所、連絡所 (牧野、佐野川) へ提出してください。(郵送での受付はいたしません。)

※まちづくりセンター、出張所、連絡所 (牧野、佐野川) では、書類の書き方の説明や提出書類の確認は行えませんが、提出書類をまとめて封筒に入れ、ご持参ください。

※申請書は、交通・地域安全課、各区役所地域振興課、まちづくりセンター (橋本、中央6地区、大野南を除く)、出張所、公民館 (沢井を除く) に配架しています。また、市ホームページからもダウンロードすることができます。

指定された口座へ補助金の振込み (指定口座への振り込みは、**令和8年1月20日以降**行います。)

お問合せ 相模原市コールセンター TEL 042-770-7777 (担当: 交通・地域安全課)

裏面もご覧ください

その他の注意事項

- 申請の際に領収書又はレシートの写しが必要となります。領収日及び購入した店舗名、購入者名が記載され、防犯用品を購入したことが分かるものに限りします。
- 適格請求書や支払明細書、納品書は、領収書とは認められません。
- 個人間売買やフリーマーケットサイト（アプリ）等での購入品は、補助対象外となります。
- 各種ポイント、クーポン、ギフト券、商品券などでの購入分は、補助の対象外となります。
- 購入・設置した物品等の譲渡・転売・返品は禁止とします。
- 新築住宅は対象外とします。
- 設置費用については、専門業者が設置を行った場合のみ補助対象とし、個人的な依頼に基づく設置等については、補助対象とはなりません。
- 賃貸住宅に設置する場合は、トラブルにならないよう、所有者からの同意を得るようにしてください。

主なQ&A

その他のQ&Aについては市ホームページをご覧ください。



相模原市ホームページ

Q 対象とならない防犯対策用品はあるのか。

A 住宅への防犯対策のため、携帯できる防犯ブザー等は対象外となります。また、子どもや高齢者、ペットの見守りを目的としたカメラや窓ガラスの飛散防止用フィルムなどは対象外となります。基本的には、用途が防犯となっている物品に限りします。補助対象になるか迷う場合は、購入前に交通・地域安全課（042-769-8229）までご連絡ください。



Q 設置場所による制限等はあるのか。

A 集合住宅の共用部分に設置する場合は、対象外となります。また、室内に設置するカメラも対象外となります。

Q 区役所やまちづくりセンター等に書類を持って行くことができないが、どうしたら良いか。

A そのような場合は、電子申請をお勧めします。電子申請も難しく、申請書類を区役所等を持って行くことができない事情がある方は、交通・地域安全課（042-769-8229）までご連絡ください。

防犯対策のワンポイント

- ① 在宅時でも必ず施錠を行うようにしましょう。
- ② 訪問者に対しては、不用意にドアを開けず、インターホンなどで確認するようにしましょう。
- ③ 玄関をツーロックにする、窓には補助錠を取り付けるなど防犯設備を充実させましょう。
- ④ 防犯カメラやセンサーライトは外部から見える位置に設置し、侵入しにくい家であることをアピールしましょう。
- ⑤ 固定電話は、在宅時も留守番電話に設定するか、迷惑電話防止機能付き電話機に変えるなどの対策をしましょう。
- ⑥ 宅配業者を偽装した手口もあるので、宅配ボックスを活用し、宅配の荷物を直接受け取らないことも有効です。



交通・地域安全課Xはこちら➡
(申請状況を11/6以降随時お知らせします)

